

「ヨコハマ・アートナビ ウェブサイト・リニューアル（再構築）業務委託」に関する実施要領

1 目的

「ヨコハマ・アートナビ」は2005年に開設。アートイベント情報を中心としたサイトとして月約300件の市内文化情報を発信しており、横浜市民や横浜を訪れる方々の情報源として活用されてきました。しかし、これまで小規模な改修を繰り返してきたものの、情報抽出がし難い検索機能や情報収集から公開までの作業の煩雑さ、モバイル閲覧環境への対応等が課題となっています。そのため、イベント情報コンテンツの改善と、新たに横浜市内の芸術文化情報の顔となる内容とデザイン性を兼ね備えたウェブサイトとなることを目的に、ウェブサイト・リニューアル（再構築）について業務を委託します。

2 業務概要

(1) 業務内容

ヨコハマ・アートナビ ウェブサイト・リニューアル（再構築）業務

(2) 業務項目

- ①ウェブサイトの企画設計及び構築業務
- ②ウェブサイトのデザイン、ロゴマーク等の作成
- ③ウェブサイトの効果測定
- ④現行ウェブサイトからの移行時期におけるイベント情報の入力業務
- ⑤ウェブサイトの保守・運用

3 履行期間

(1) 業務項目①②③④ 契約の日から2019年10月31日（木）まで

(2) 業務項目⑤ 契約の日から2020年3月31日（火）まで

※2020年4月以降の契約については、2020年2月末日までに別途協議する。

4 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------------|
| ①2019年4月12日（金） | プロポーザル参加意向申出書・質問書 提出締切 |
| ②2019年4月16日（火） | 質問書 回答期限 |
| ②2019年4月25日（木） | 提案書 提出締切 |
| ③2019年5月21日（火） | プレゼンテーション選考の実施 |
| ④2019年11月1日（金） | ウェブサイト公開予定 |

5 参考価格

6,000,000円（税抜）

6 委託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に定める内容をすべて満たす法人、もしくは複数の法人による共同事業体（以下「事業体」という。）とします。ただし、事業体が応募する場合は、必ず代表者を定めることとし、事業体を構築する者（以下「構成員」という。）は本プロポーザルについて複数の事業体に所属することはできないとともに、本プロポーザルについて事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録され、かつ委託のコンピューター業務のうちホームページ作成種目について登録がある者。事業体においては、代表団体に登録があれば、構成員すべてが登録団体である必要はない。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、および、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項に違反している事実がある者ではない者。

(4) ディレクターの要件

参加者は、本業務全体を統括する者を必ずディレクターとして登録し、その者の業務実績を提出してください。ディレクターの要件は下記のとおりです。

ア 本業務を効果的に実施するために、ウェブサイト関係業務実施を統括できる能力があると認められる者。

イ 参加者（共同事業体の場合は代表団体もしくは共同団体）に所属する者。

(5) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

オ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

キ 過去又は予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属する者

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

8 参加意向申出手続き

プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の通り参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出期限 2019年4月12日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出先 〒231-0023 横浜市中区山下町2産業貿易センタービル1階

(3) 提出方法 郵送または持参（平日午前9時～午後5時）

(4) 提出書類・部数

①参加申出書(様式1-1) 1部 (※共同提案の場合は、様式1-2)

②誓約書(様式2) 1部(共同提案の場合は、参加各者1部ずつ)

(5) 参加資格確認の結果の通知

参加資格が確認されなかった場合は、書面にて通知します。

通知がなかった場合は、参加資格が確認されたものとして提案書類を提出してください。

9 質問の受付と回答

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を受け付けます。質問内容及び回答については、プロポーザル参加者全員に電子メールで通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 受付期限 2019年4月12日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 指定の質問書(様式3)に記入し電子メールにて提出してください。メール件名を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、送信形式はテキスト形式にて、質問書は添付ファイルとしてMicrosoft Wordまたはテキストファイルとしてください。

提出先メールアドレス：koho@yaf.or.jp

(3) 回答日及び回答方法 2019年4月16日(火)までに電子メールで回答します。

10 提案書の提出

(1) 提出書類

①提案書(様式4)

②参考見積書(様式5) ※内訳書を合わせて提出してください。

(2) 提出部数

各7部

(3) 受付期間

2019年4月10日(水) 午前9時～2019年4月25日(木) 午後5時(必着)

(4) 提出先 〒231-0023 横浜市中区山下町2産業貿易センタービル1階

(5) 提出方法

郵送または持参にて提出してください。封筒表面に「ヨコハマ・アートナビ リニューアル プロポーザル提案書在中」と記載してください。

原則として提出期間を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の遅延により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。郵送の場合は、発送後に必ず担当まで電話連絡を行ってください。持参の場合は、平日午前9時～午後5時の間に持ち込んでください。

11 事業者の選定

書類選考を実施し、通過した参加事業者を対象にプレゼンテーション評価にて事業者を選定します。

(1) プレゼンテーション実施日及び場所

実施日 2019年5月21日(火)

場 所 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 事務局

詳細は、書類選考を通過した参加事業者を対象に別途通知します。

(2) 実施時間

1 事業者につき 25 分程度（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度）とします。

1.2 評価項目

(1) 提案内容に対する視点

- ア 委託目的の理解度及び受託に必要な基本的知識
- イ ウェブサイトの企画力・構成力
- ウ ウェブサイトのデザイン
- エ アクセシビリティ、ユーザビリティ
- オ 運用しやすさ・安全性
- カ 提案内容の実現性とスケジュールの妥当性
- キ 価格の適正性

(2) 実施体制に対する視点

- ア 組織の安定性（業務体制・配置スタッフ）
- イ 類似業務の実績と成果

1.3 評価委員会

本プロポーザル実施および特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

- (1) 名称 ヨコハマ・アートナビ ウェブサイト・リニューアル（再構築）業務委託に係るプロポーザル評価委員会
- (2) 委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 専務理事
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 事務局長
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 総務グループ長
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 経営企画室長
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 広報・ACYグループ長
- (3) 審議は非公開とします。

1.4 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知します。

また、交渉権第 1 位、第 2 位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書を書面にて送付します。選定に関する異議等は受け付けません。

1.5 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記7 参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

1.6 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された事業者と財団が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

1.7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案書等の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属しますが、財団が本件の選定の公表等に必要な場合には、財団は提出書類の著作権を無償で使用できることとします。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報公開に関する規程に基づき、審査結果を開示する場合があります。
- (8) 委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ財団の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。

1.8 問い合わせ先

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル1階

広報・ACYグループ 広報担当

電話 045-221-0212 FAX 045-221-0216

電子メール koho@yaf.or.jp